

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和元年9月26日  
仙台市国家戦略特別区域会議

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(9) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

（国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

- ① 株式会社 MAKOTO WILL（仙台市若林区、平成30年6月1日設立）